

議員提出議案第1号

逗子市議会会議規則の一部を改正する規則

逗子市議会会議規則(昭和43年逗子市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。
第3条を次のように改める。

(欠席の届出)

第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その理由を付し、開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第82条を次のように改める。

(欠席の届出)

第82条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席することができないときは、その理由を付し、開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第121条を次のように改める。

(請願書の記載事項等)

第121条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

- 4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。
- 5 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第121条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の方針を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印等の見直しをするに当たり、改正の要あるため提案する。